

[事案 23-93] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

希望する契約内容を募集人に十分説明したにもかかわらず、そのとおりの内容となっていないとして、契約取消および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 7 月に、「保険料に変動がなく更新のないもの、貯蓄と保障の機能があるもの」を希望して、利率変動型積立終身保険に加入した。加入時には、保険料約 2 万円のうち 1 千円が掛け捨て部分とっていたが、その後、実際には 1 千円が貯蓄部分で残りは掛け捨て部分となること、更新があり保険料が 2 倍になることが分かった。

このような説明は聞いておらず、希望する契約内容と異なっているため、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に確認したところ、本契約の締結に際して、設計書にて契約内容を説明のうえ、「ご契約のしおり一定款・約款」「重要事項のお知らせ」等を手交し、申立人は「生命保険契約申込書」に自署押印している。
- (2) 本契約は契約後 6 年以上が経過し、その間、「保険証券」や毎年の契約のお知らせ等にて契約内容を通知している。
- (3) 契約有効を前提に、失効した契約を復活した経緯（2 回）がある。
- (4) 加入後 2～3 年経った頃、申立人から「貯蓄になっていない。私は貯蓄型が良かった。保障部分を最低にまで下げたい」との連絡があったため、募集人は、貯蓄と保障を半半ずつにした契約変更プランを提示したが、申立人は「考えておく」と言ったまま、そのまま変更手続きを取ることがなかった。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、要素の錯誤による申立契約の無効を主張するものと解し、当事者から提出された書面の内容、および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、仮に、申立人が、申立契約には、更新がなく、保険料合計約 2 万円のうち殆どが貯蓄部分と誤信していたとしても、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があるといわざるを得ず、申立契約の無効を主張することはできないことから、申立内容は認められないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 募集人が、説明時に用いたと推認できる「保険設計書・ご提案書・保障内容確認書」には、保険料の内訳として、「保障部分」の「毎回の保険料」と、「主契約部分」の「毎回の積立額」とが明記されている。また、「更新後保険料の推移」と題する説明が記載され

ており、「更新」があることが分かる。なお、申立人も、事情聴取において、募集人が上記書面を指でたどりながら説明をしたことは認めている。

(2)「生命保険契約申込書」には、「主契約」と「特約」、それぞれの保険期間および保険料、「特約」については「自動更新特約」が付加されていることが明記されている。これによれば、主契約部分に充てられる保険料は、保険料合計約2万円のうち1千円であること、特約については10年後に「更新」があることが分かる。

(3)なお、事情聴取の結果によれば、募集人が申立人に対し、どのような保険を求めているか尋ねた際、申立人が、自分に何かあれば子どもたちに残してあげたい、という趣旨の返答をしたことが窺われる。そして、募集人は、これを保障重視型の保険を希望しているものと理解し、本件商品を提案したところ、申立人は貯蓄型の保険を意図しており、そこに齟齬が生じた可能性はある。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。